

はじめに

時代の流れとともに短期大学のイメージも変わり、文部科学省主導の教育改革も加速度を増している。本学は平成 18 年度に一順目の第三者機関の認証評価を頂き、今年度二順目の第三者評価に臨んだ。この間、教育基本法と学校教育法の大幅改正に見られるように、教育行政の方向も大きく変わった。大学（及び短大）の責務として教育、研究の他に社会貢献が加えられ、我が国の危機的な状況回避のため、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」が掲げられている。これらに示されている基本的な方向性は、①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成 の 4 点である。

その上に立って短期大学の存在意義を考えてみると、まずは四年制大学に比して短期の教育期間であること、かつ低廉な学費で教育の機会を広げていること。大学としての教養教育を基礎とした専門教育により、中堅実務者を養成して地域に輩出していること。高等教育のファーストステージを担い、地域の進学機会を確保していることなどが挙げられようか。

国が示している高等教育の基本的な方向性と、社会が求めている短期大学の存在意義を踏まえ、私学として「建学の精神に基づいた教育をいかに具現化していくか」がこの 7 年間の課題であったと思う。毎年度の自己点検・評価を通して、「教育の質保証に向けた組織的な取り組み」を中心に、具体的な課題の洗い出しと改善を積み重ねてきたが、有難いことに、第三者評価員の皆さまにも本学の取り組みは一定の評価を頂けたようである。しかし、その評価に甘んじることなく、今後も様々な課題の PDCA サイクル化を一層推進していかなければならない。

本報告書は全教職員の汗の結晶ともいうべきものであるが、とりわけ編集を担当された「第三者評価受審準備委員会」諸氏に謝意を表したい。お読み頂く皆さまにも、一層のご支援とご指導をお願いする次第である。

学長 中山 治男